

日本国憲法

憲法によって私たちの自由は どう守られているの？



思想・良心の自由（19条）

日本国憲法は、基本的人権の尊重を最も重要な基本的原理として、様々な人権を保障しています。憲法が、私たちの自由や人権を具体的にどのように保障しているのかについて、精神的自由権（思想・良心の自由、表現の自由など）を例にしてみたいと思います。

憲法19条は、思想及び良心の自由は、これを侵してはならない、と定めています。人の思想や良心といった内心には、国家権力が立ち入るべきではありません。また、人の精神的活動が内心に留まるかぎり、他の利益と衝突することはありません。したがって、憲法19条が保障する思想・良心の自由は、憲法上最も強い保障を受けるものであって、絶対的自由と言っているものであるとされています。

しかし、人の精神的活動は、外部的行為と密接不可分ですから、外部的行為の規制を通じて内心の自由を侵害する場合もできます。

公立高校の校長が教員に対して、卒業式における国家斉唱の際に、国旗に向かって起立して国歌を斉唱することを命じた職務命令が、憲法19条の思想・良心の自由を侵害するかどうか争われた裁判例があります。最高裁は、このような職務命令は、特定の思想を強制したり、禁止したりするものではないから直接的には憲法19条違反とはならないが、個人の歴史観や世界観と異なる外部的行動を求められることになるため、その者の思想及び良心の自由について間接的な制約となる面があることは否定できないと判示しました（最高裁平成23年5月30日判決）。そのうえで、当該職務命令は、その制約を許容しうる程度の必要性及び合理性が認められる、よって、命令に違反した教員に対する再雇用拒否は適法と判断しています。この事件の第1審判決は、当該教員に対する再雇用拒否は違法と判断していました。皆さんは、どう考えますか。

表現の自由（21条）

次に、表現の自由についてみていきましょう。憲法21条1項は、集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由はこれを保障する、と定めています。表現の自由は、個人が言論活動を通じて自己の人格を発展させるという個人的な価値と、言論活動によって国民が政治的意思決定に関与するという社会的な価値があるとされています。このような価値があることから、表現の自由の保障には、「優越的な地位」があるとされ、その自由の制約が合憲となるかどうかは、厳格な判断基準で審査されるべきだと考えられています。

ただ、表現の自由といっても、絶対無制限に保障されるわけではなく、裁判例では、公共の福祉のため必要かつ合理的な制限は許容されるとされています。

反戦ビラ投函のために共同住宅及び敷地に立ち入り、ビラを各室玄関ドアの新聞受け等に投函したことに対して、刑法130条（住居侵入罪）で処罰することが憲法21条1項に違反するかどうか争われたケースがありました。最高裁は、憲法21条1項は、表現の自由を絶対無制限に保障したものではなく、公共の福祉のため必要かつ合理的な制限を是認している、たとえ思想を外部に発表するための手段であっても、その手段が他人の権利を不当に害するようなものは許されないとして、この処罰は憲法21条1項違反とはならないと判示しました（最高裁平成20年4月11日判決）。この事件の第1審判決は、反戦ビラ投函が政治的表現活動の一態様であることを踏まえて、刑事罰に値するほどの違法性はないとして無罪と判断していました。政治的ビラ配布という表現手段は、市民にとって最も簡便で有効な手段であること、これによる私生活への侵害の程度は必ずしも強度とはいえないこと等に照らすと、第1審判決の方が、憲法21条の趣旨に沿うように見えますが、みなさんはどう思いますか。

回答 旬報法律事務所 今村幸次郎 弁護士（日本医療福祉生活協同組合連合会 前理事）

コラム

刑法第130条（住居侵入等）

正当な理由がないのに、人の住居若しくは人の看守する邸宅、建造物若しくは艦船に侵入し、又は要求を受けたにもかかわらずこれらの場所から退去しなかった者は、3年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

